## 長野県小水力活用検討会の運営について

長野県小水力活用検討会設置要綱第8の規定により、検討会の運営に関し必要な事項について、次のとおり定める。

## 1 会議の公開に関する事項

会議は、原則公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会長がその会議に諮って非公開の決定を行うことができる。なお、非公開の理由の開示を求められた場合は、それを明らかにする。

ア 長野県情報公開条例(平成12年長野県条例第37号)第7条各号に定める 非公開情報について審議する場合

イ 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に著しい支障が生じると認められる場合

## 2 傍聴に関する事項

- (1) 傍聴の手続は、次のとおりとする。
  - ア 会議の傍聴を希望する者は、会場受付で傍聴したい旨を伝え、会議の開始までに所定の席に着くものとする。
  - イ 傍聴希望者が、傍聴席の数を超えた場合は、先着順により傍聴者を決定する。
- (2) 傍聴者は、次により傍聴しなければならない。
  - ア 静粛に傍聴し、発言をしたり、拍手その他の方法により賛成又は反対の意向 を表明したりしないこと。
  - イ 会議の撮影又は録音は行わないこと。
  - ウ 会議の撮影又は録音を行いたい場合は、事前に会長の許可を得ること。
  - エ 上記のほか、会議の支障となる行為はしないこと。
  - オその他、会長の指示に従うこと。
- (3) 傍聴者が(2)に掲げる事項に反した場合は、会長は傍聴を認めないものとすることができる。

## 附則

この規定は、平成22年4月28日から施行する。